

岩手県監査委員告示第 21 号

監査結果の公表（平成 17 年岩手県監査委員告示第 6 号）により公表した監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 8 月 1 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫  
岩手県監査委員 平 沼 健  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置通知書〕

保 福 第 1 0 3 号  
平成 18 年 5 月 31 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様  
岩手県監査委員 平 沼 健 様  
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様  
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

財政的援助団体等に係る監査における留意改善を要する事項の措置結果に  
ついて

平成 18 年 2 月 28 日付け岩監第 79 号により提出のありました財政的援助団体等に係る監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものについて、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 報告内容

知的障害者等地域生活援助事業の実施に伴う借家に係る敷金について、債権として管理されていないものが 11 件、1,715,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置を講じた内容

- (1) 知的障害者等地域生活援助事業の実施に伴う借家に係る敷金について、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団において、債権として平成 17 年 11 月 30 日現在の貸借対照表に計上した。
- (2) 今後、会計処理に係るチェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努めるよう、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を指導した。